

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月11日 08時16分ごろ
発生場所	大分県 ^{まいき かまど} 蒲戸埼東北東方沖 高甲岩 ^{たかごういわ} 灯台から真方位100° 4.5海里付近 (概位 北緯33° 06.0′ 東経132° 06.9′)
事故の概要	貨物船 ^{アローレイク} AROLAKEは、南東進中、また、漁船 ^{せいほう} 清宝丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年9月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 AROLAKE（大韓民国籍）、4,688トン 9440239（IMO番号）、AROTEK CO.,LTD B 漁船 清宝丸、2.8トン OT3-49556（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、免状不詳 航海士A（三等航海士）（インドネシア共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 不詳 B 左舷船首部の損壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか14人が乗り組み、航海士Aが船橋当直につき、蒲戸埼東北東方沖を南東進中、B船に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首が北東方を向いた状態で、一本釣り漁をしながら漂流していた。 船長Bは、機関を中立運転として、操舵室の右舷船尾側に船首方を向いた姿勢で甲板上に座って操業中、衝撃を感じ、B船の左舷船首部とA船の船首部とが衝突したことに気付いた。
分析	A船は、南東進中、前路で漂流中のB船と衝突したものと考えられるが、航海士Aから情報を得られなかったため、衝突に至る状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、一本釣り漁をしながら船首を北東方に向けて漂流中、船長Bが、操舵室の右舷船尾側で操業をしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南東進中、B船が漂流中、両船が衝突したものと

	考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りをを行うこと。